

令和 7 年 5 月 30 日 招集

令和 7 年門真市教育委員会第 5 回定例会

議 案 書

(追加)

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程（追加）

門真市教育委員会第5回定例会
令和7年5月30日（金）午後2時
本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第 8	議案第26号	令和7年門真市議会議案第45号「門真市立文化創造図書館条例の制定について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について	1

議案第26号

令和7年門真市議会議案第45号「門真市立文化創造図書館条例の制定について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、門真市議会議長から門真市立文化創造図書館条例を次のとおり制定するにあたり意見聴取があり、同意する旨回答するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和7年5月30日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市立文化創造図書館条例の制定に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条2項の規定に基づく意見聴取について、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成28年門真市条例第30号）の一部改正に同意する旨回答するにつき、本案を提出するものである。

門 議 第 181 号
令和 7 年 5 月 30 日

門真市教育委員会教育長

八木下 理香子 様

門真市議会議長

松本 京子



議案第45号「門真市立文化創造図書館条例の制定について」中、「門真市
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく
職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について

「門真市立文化創造図書館条例の制定について」の議決をする前に、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づき、
貴委員会の意見を求めます。

門真市立文化創造図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館を中心とした市民の文化・学習活動及び地域活性化を推進するための拠点施設とする門真市立文化創造図書館（以下「文化創造図書館」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 文化創造図書館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
門真市立文化創造図書館	門真市幸福町11番50号

(構成)

第3条 文化創造図書館は、次に掲げる機能を有する施設及び自転車駐車場をもって構成する。

- (1) 図書館
- (2) 文化会館

2 前項第1号に掲げる施設は門真市立図書館条例（令和2年門真市条例第1号）第2条第1項に規定する門真市立古川橋図書館とし、その管理運営等については、この条例に定めるものを除くほか、門真市立図書館条例の定めるところによる。

(事業)

第4条 文化創造図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の自主的・創造的な文化・学習活動の支援に関すること。
- (2) 地域活性化に資する市民の多様な活動の支援に関すること。
- (3) 生涯学習に関する事業の推進に関すること。
- (4) 図書館事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化創造図書館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 前条の規定により指定管理者に文化創造図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条第1項第2号に掲げる施設（以下「貸出施設」という。）の利用の許可、その取消しその他の文化創造図書館の利用に関する業務
- (2) 文化創造図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 文化創造図書館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 門真市立図書館条例第3条各号に掲げる事業のうち、市長が別に定める業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
（開館時間及び休館日）

第7条 文化創造図書館（第3条第1項第1号に掲げる施設を除く。以下この項及び第14条において同じ。）の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて文化創造図書館の開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

名称	開館時間	休館日
貸出施設	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の休日でない直近の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(1)に掲げる日を除く。）
自転車駐車場	終日	設けない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても貸出施設の利用を許可することができる。

（利用の許可）

第8条 貸出施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、文化創造図書館の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として貸出施設を利用しようとするとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 文化創造図書館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、貸出施設を利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「貸出施設利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可条件に違反したとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
 - (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
 - (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定による利用の許可の取消し等により貸出施設利用者に損害が生じても、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 貸出施設利用者は、許可を受けた目的外に貸出施設を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第12条 貸出施設利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、文化創造図書館の管理運営上必要な条件を付する

ことができる。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、貸出施設利用者に対して文化創造図書館の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第13条 貸出施設利用者は、貸出施設の利用を終了したとき又は第10条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

- 2 貸出施設利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を貸出施設利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第14条 貸出施設利用者及びその利用に伴う入館者並びに自転車駐車場を利用する者(以下「駐車場利用者」という。)が文化創造図書館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、貸出施設利用者及び駐車場利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(目的外使用料)

第15条 市長は、入館者の利便を図るため文化創造図書館の一部をカフェ又は物品の販売を行う場として目的外使用させるときは、その使用者から使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料の額は、月額700,000円以内で市長が別に定める額とする。
- 3 前2項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、貸出施設利用者にあつては利用の許可を受けた際、駐車場利用者にあつてはその利用の都度、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、貸出施設に係る利用料金を後納させることができる。
- 4 前2項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の

承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

- 5 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、貸出施設利用者及び駐車場利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第7項の規定 令和8年3月1日

(準備行為)

- 2 貸出施設の利用に係る手続、利用料金の徴収その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市長による管理の特例)

- 3 市長は、次に掲げる事由により指定管理者が文化創造図書館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

(1) 指定管理者が文化創造図書館の管理業務を休止し、又は廃止したとき。

(2) 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は文化創造図書館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が文化創造図書館の管理業務を行うことができないとき。

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

- 4 第7条から第10条まで、第12条及び第13条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて文化創造図書館の	文化創造図書館の
第7条第2項、第8条、第9条、第10条第1項	指定管理者	市長
第10条第2項	市長及び指定管理者	市長
第12条、第13条第2項	指定管理者	市長

(市長による管理における使用料の徴収)

- 5 市長は、附則第3項の規定により文化創造図書館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第16条の規定にかかわらず、同条第4項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

(門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

- 6 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成28年門真市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。
(1) 門真市立図書館、門真市立歴史資料館 <u>その他の社会教育に関する教育機関</u> の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、 <u>社会教育に関</u>	(1) 門真市立図書館、 <u>門真市立公民館</u> 、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関

改正後	改正前
<u>する教育機関</u>のみに係るものを含 む。）。 (2)～(3) 略	すること（法第21条第7号から第9号 まで及び第12号に掲げる事務のうち、 <u>特定社会教育機関</u>のみに係るものを 含む。）。 (2)～(3) 略

（門真市立図書館条例の一部改正）

7 門真市立図書館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>（指定管理者による管理）</u> 第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。 <u>（指定管理者が行う業務の範囲）</u> 第9条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) <u>第3条各号に掲げる事業のうち、市長が定める業務</u> (2) <u>図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が</u>

改正後	改正前
	<u>特に必要と認める業務</u> 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて」とする。
第8条 略	第10条 略

8 門真市立図書館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 略	第7条 略
<u>(市長が行う管理業務に係る手続の準用)</u>	
第8条 門真市立文化創造図書館条例（令和7年門真市条例第 号）第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて」とする。	
第9条 略	第8条 略

別表（第16条関係）

1 貸出施設

名称		単位	基本料
R O O M 1 （キッチン）		1 時間当たり	円 1, 000
R O O M 2 （アトリエ）			800
R O O M 3 （多目的室）			700
R O O M 4 （多目的室）			700
R O O M 5 （多目的室）	全面		2, 000
	半面		1, 000
打合せブース	1		300
	2		300
個人用ブース	1		200
	2		200
	3		200
	4		200
	5	200	
	6	200	

備考

- 1 利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。
- 2 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に2を乗じて得た額とする。
- 3 附属設備を使用するときは、その利用料金として各品目の単位ごとに1時間当たり500円以内で規則で定める額の範囲内で加算する。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は切り上げて1時間とする。

2 自転車駐車場

利用時間	利用料金
4 時間ごと	200円

備考 利用時間に4時間未満の端数があるときは、その端数は切り上げて4時間とする。